

○厚生労働省告示第百四十号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）等の一部を改正する告示

（平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部改正）

第一条 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
第三条 規則別表第一の項第三号イ(3)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 意思疎通の対応 二 文字による対応 三・四 （略） 五 外来受診時における配慮 六 障害者及びその家族向けの相談窓口の設置 七 障害に関する職員研修の実施				第三条 規則別表第一の項第三号イ(3)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 手話による対応 二 施設内の情報の表示 三・四 （略） 五 点字による表示 （新設） （新設）			
第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 施設及び敷地のバリアフリー化の実施 （削る） 二 バリアフリートイレの設置				第四条 規則別表第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。 一 施設のバリアフリー化の実施 二 車椅子等利用者用駐車施設の有無 三 多機能トイレの設置 （新設）			
第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 皮膚・形成外科領域 イ・ワ （略） 二・三 （略） 四 眼領域 イ・リ （略） ヌ ロービジョンケア 五・十五 （略）				第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 皮膚・形成外科領域 イ・ワ （略） 二・三 （略） 四 眼領域 イ・リ （略） （新設） 五・十五 （略）			

十六 筋・骨格系及び外傷領域

イゝタ (略)

レ 脊髄損傷の治療

十七 二十五 (略)

二十六 その他

イゝハ (略)

ト 性別不合

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)及びロ(1)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の五種混合の予防接種

二 十六 (略)

十七 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の予防接種

十八 二十四 (略)

二十五 带状疱疹の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)、ロ(2)及びハ(7)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、又、タ、ソ、ツ及びノからケまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療

イゝ二 (略)

ホ 医療的ケア児その他の継続的な医療を要すると認められる児童への定期的な訪問診療

ヘゝケ (略)

二 (略)

三 診療内容

イゝカ (略)

ヨ 精神科領域の在宅患者訪問診療

四 他の施設との連携

イゝホ (略)

ハ 障害福祉サービス事業者との連携

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(3)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。

一 施設サービス

イ・ロ (略)

(削る)

ハ (略)

二 八 (略)

十六 筋・骨格系及び外傷領域

イゝタ (略)

(新設)

十七 二十五 (略)

二十六 その他

イゝハ (略)

(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種

二 十六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十七 二十三 (略)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、ヨ、レ、ソ及びキからマまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療

イゝ二 (略)

ホゝマ (略)

二 (略)

三 診療内容

イゝカ (略)

(新設)

四 他の施設との連携

イゝホ (略)

(新設)

ハ 介護療養施設サービス

二 八 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(削る)	
第十七条、第十九条 (略)	
第二十条 規則別表第一第五の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正)	
第二条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 (昭和五十八年厚生省告示第十四号) の一部を次の表のように改正する。	
(傍線部分は改正部分)	
改 正 後	
(一部負担金の受領等)	
第五条 (略)	
2 (略)	
3 保険医療機関のうち、医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第五号に規定する一般病床 (以下「一般病床」という。) を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院 (一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等 (同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。) であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	
4 (略)	
一・二 (略)	
改 正 前	
(一部負担金の受領等)	
第五条 (略)	
2 (略)	
3 保険医療機関のうち、医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第五号に規定する一般病床 (以下「一般病床」という。) を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院 (一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等 (同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。) であるものは、健康保険法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。	
4 (略)	
一・二 (略)	
第十七条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第五号に掲げるものを除く。	
一 日常的な医学管理及び重症化予防	
二 地域の医療機関等との連携	
三 在宅療養支援、介護等との連携	
四 適切かつ分かりやすい情報の提供	
五 地域包括診療加算の届出	
六 地域包括診療料の届出	
七 小児かかりつけ診療料の届出	
八 機能強化加算の届出	
第十八条、第二十条 (略)	
第二十一条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	

(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準等の一部を改正する告示(令和四年厚生労働省告示第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
附則 (経過措置)		
2 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(以下この項において「新療担基準」という。)第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が新たに公表したものに限る。)において、新療担基準第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同項の規定にかかわらず、当該公表があった日から起算して六月を経過する日までの間は、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。		

(診療報酬の算定方法の一部改正)

第四条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
別表第一 医科診療報酬点数表 【目次】 (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診療 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 注 1 (略)		
2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。)、地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)の数が200未満であるものを除く。))及び外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。)(同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限		

改	正	前
別表第一 医科診療報酬点数表 【目次】 (略) 第 1 章 基本診療料 第 1 部 初・再診療 通則 (略) 第 1 節 初診料 区分 A 0 0 0 初診料 注 1 (略)		
2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。)、地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)(同法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)の数が200未満であるものを除く。))及び外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。)(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限		

(傍線部分は改正部分)

り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。 3 病院である保険医療機関(許可病床(医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。)の数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))及び一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。		り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。 3 病院である保険医療機関(許可病床(医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。)の数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))及び一般病床の数が200未満であるものを除く。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点(注1のただし書に規定する場合には、188点)を算定する。	
区分	区分		
A001 (略)	A001 (略)		
A002 外来診療料	A002 外来診療料		
注1 (略)	注1 (略)		
2 病院である保険医療機関(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。	2 病院である保険医療機関(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。		
3 病院である保険医療機関(許可病床数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。	3 病院である保険医療機関(許可病床数が400床以上である病院(特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等(医療法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。))であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。		
4～11 (略)	4～11 (略)		
A003 (略)	A003 (略)		

第 2 部 入院料等	
通則	
(略)	
第 1 節 (略)	
第 2 節 入院基本料等加算	
区分	
A 2 0 0 ～ A 2 0 4 － 2 (略)	
A 2 0 4 － 3 紹介受診重点医療機関入院診療加算 (入院初日)	800点
注 外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)である保険医療機関に入院している患者 (第 1 節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。))のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号 A 204 に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。	
A 2 0 5 ～ A 2 5 3 (略)	
第 3 節・第 4 節 (略)	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
通則	
(略)	
第 1 節 医学管理料等	
区分	
B 0 0 0 ～ B 0 1 0 － 2 (略)	
B 0 1 1 連携強化診療情報提供料	150点
注 1 (略)	
2 注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。)である保険医療機関において、他の保険医療機関 (許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。)から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、	

第 2 部 入院料等	
通則	
(略)	
第 1 節 (略)	
第 2 節 入院基本料等加算	
区分	
A 2 0 0 ～ A 2 0 4 － 2 (略)	
A 2 0 4 － 3 紹介受診重点医療機関入院診療加算 (入院初日)	800点
注 外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)である保険医療機関に入院している患者 (第 1 節の入院基本料 (特別入院基本料等を除く。))のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号 A 204 に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。	
A 2 0 5 ～ A 2 5 3 (略)	
第 3 節・第 4 節 (略)	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
通則	
(略)	
第 1 節 医学管理料等	
区分	
B 0 0 0 ～ B 0 1 0 － 2 (略)	
B 0 1 1 連携強化診療情報提供料	150点
注 1 (略)	
2 注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等 (医療法第30条の18の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第30条の18の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。)である保険医療機関において、他の保険医療機関 (許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。)から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、	

診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。	
B 0 1 1－2～B 0 1 8（略）	
第 2 節・第 3 節（略）	
第 2 部～第 14 部（略）	
第 3 章・第 4 章（略）	
別表第二	
歯科診療報酬点数表	
[目次]	
(略)	
第 1 章（略）	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
区分	
B 0 0 0～B 0 1 1（略）	150点
B 0 1 1－2 連携強化診療情報提供料	
注 1（略）	
2	注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第 30 条の 18 の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が 200 未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
3・4（略）	
B 0 1 1－3～B 0 1 8（略）	
第 2 部～第 15 部（略）	

診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。	
B 0 1 1－2～B 0 1 8（略）	
第 2 節・第 3 節（略）	
第 2 部～第 14 部（略）	
第 3 章・第 4 章（略）	
別表第二	
歯科診療報酬点数表	
[目次]	
(略)	
第 1 章（略）	
第 2 章 特掲診療料	
第 1 部 医学管理等	
区分	
B 0 0 0～B 0 1 1（略）	150点
B 0 1 1－2 連携強化診療情報提供料	
注 1（略）	
2	注 1 に該当しない場合であって、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第 30 条の 18 の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が 200 未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号 A 000 に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。
3・4（略）	
B 0 1 1－3～B 0 1 8（略）	
第 2 部～第 15 部（略）	

○厚生労働省告示第百五十号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第八の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第八第二の項第三号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、総合診療専門医とする。

第二条 規則別表第八第二の項第四号に規定する厚生労働大臣が定める診療領域は、次のとおりとする。

- 一 皮膚・形成外科領域
- 二 神経・脳血管領域
- 三 精神科・神経科領域
- 四 眼領域
- 五 耳鼻咽喉領域
- 六 呼吸器領域
- 七 消化器系領域
- 八 肝・胆道・膵臓領域
- 九 循環器系領域
- 十 腎・泌尿器系領域
- 十一 産科領域
- 十二 婦人科領域
- 十三 乳腺領域
- 十四 内分泌・代謝・栄養領域
- 十五 血液・免疫系領域
- 十六 筋・骨格系及び外傷領域
- 十七 小児領域

第三条 規則別表第八第二の項第五号に規定する厚生労働大臣の定める疾患等は、次のとおりとする。

- 一 貧血
- 二 糖尿病
- 三 脂質異常症
- 四 統合失調症
- 五 鬱病、そう鬱病その他の気分障害
- 六 不安、ストレスその他の神経症
- 七 睡眠障害
- 八 認知症
- 九 片頭痛その他の頭痛
- 十 脳梗塞
- 十一 末梢神経障害
- 十二 結膜炎、角膜炎又は涙腺炎
- 十三 白内障

十四 緑内障

十五 近視、遠視、老視その他の屈折及び調節の異常

十六 中耳炎又は外耳炎

十七 難聴

十八 高血圧症

十九 狭心症

二十 不整脈

二十一 心不全

二十二 喘息又は慢性閉塞性肺疾患

二十三 感冒

二十四 アレルギー性鼻炎

二十五 下痢又は胃腸炎

二十六 便秘

二十七 肝硬変、ウイルス性肝炎又はその他の慢性肝炎

二十八 皮膚疾患

二十九 関節リウマチ又は脱臼その他の関節症

三十 骨粗鬆症

三十一 腰痛

三十二 頸腕症候群

三十三 外傷

三十四 骨折

三十五 前立腺肥大症

三十六 慢性腎臓病

三十七 更年期障害

三十八 乳房の疾患

三十九 正常妊娠及び産褥の管理

四十 がん

四十一 前各号に掲げるものの以外でかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が一次診療を行うことができる疾患等として報告することが適当であると判断するもの

第四条 規則別表第八第二の項第七号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、医師並びに外来医療を担う看護師、在宅医療を担う看護師及び専門看護師、認定看護師及び特定行為研修修了看護師とする。

第五条 規則別表第八第二の項第八号及び第九号に規定する厚生労働大臣が定める情報基盤は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第一第二の項第一（四）に規定する全国医療情報プラットフォームとする。

第六条 規則別表第八第四の項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 時間外対応加算
- 二 時間外加算又は時間外特例医療機関加算
- 三 深夜加算
- 四 休日加算
- 五 夜間・早朝等加算

第七條 規則別表第八第四の項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、入院支援加算とする。

第八條 規則別表第八第四の項第二号ニに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 開放型病院共同指導料（Ⅰ・Ⅱ）
- 二 退院時共同指導料 1・2
- 三 地域連携診療計画加算
- 四 介護支援等連携指導料

第九條 規則別表第八第四の項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 在宅患者訪問診療料（Ⅰ） 1・2
- 二 乳幼児加算
- 三 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）
- 四 在宅時医学総合管理料
- 五 往診料
- 六 夜間、深夜、休日及び緊急往診加算

○厚生労働省告示第六六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
（略）			（略）		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			（略）		
基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者			一三、〇〇〇円		

（略）			（略）		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			（略）		
（新設）					

○厚生労働省告示第七七号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、令和七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿